DanDanBANK アプリ利用規定

第1章 総則・共通事項

1. 本規定の適用

DanDanBANK アプリ利用規定(以下、「本規定」といいます。)は、株式会社山陰合同銀行(以下、「当行」といいます。)がお客さまのインターネットへの接続が可能な端末(以下、「スマートフォン等」といいます。)にダウンロードされた「DanDanBANK アプリ」(以下、「本アプリ」といいます。)を利用して提供する「DanDanBANK アプリサービス」(以下、「本サービス」といいます。)のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

2. サービス内容

本サービスの主な内容は以下のとおりです。なお、本サービスに登録された口座を「サービス利用口座」といい、このうち普通預金口座を「代表口座」といいます。

- (1)残高・明細照会
- (2)定期預金取引
- (3)振込
- (4)住所·電話番号変更
- (5)スマホATM

3. 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本アプリのダウンロードも本サービスの利用もできません。

4. 利用条件

お客さまは、本規定にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用する ことができるものとします。

- (1)本サービスは、DanDanBANK(当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。)の普通預金口座をお持ちの個人のお客さま本人が対象です。また、事業用としては利用できません。
- (2)本サービスのサービス利用口座として登録できるのは、代表口座と同一名義かつ当行所定の口座に限ります。当店以外の口座等、同一名義の口座であっても登録できない場合があります。
- (3)本サービスの利用には、お客さまを特定するためのメールアドレスが必要です。本アプリ初回利用登録時に当行所定の操作を行うことにより設定してください。
- (4)本サービスを利用できるのは、登録した代表口座につき1端末のみとなります。
- (5)本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種(以下、「指定機種」といいます。)に限られ

ます。

- (6)本サービスの利用は、日本国内に限られます。
- (7)本サービスの利用日、利用時間は当行が定めるものとし、変更することがあります。なお、利用時間内であってもシステムメンテナンスなどにより本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

5. 利用登録

お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまが利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、代表口座の店番号・口座番号、ATM暗証番号等、画面に指定する項目を入力のうえアプリ暗証番号等をアプリに登録してください。この際、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用登録機能を停止します。停止状態を解除する場合には、当行所定の手続きを行ってください。

6. 本人確認

(1)お客さまのスマートフォン等から当行に送信された「アプリ暗証番号」「ログイン I D」「ログインパスワード」等(以下、「パスワード等」といいます。)と当行に届出のパスワード等を当行が所定の方法で照合し、一致を確認した場合は、本サービスの利用および取引をお客さまの利用および取引とみなします。

①アプリ暗証番号

本アプリ起動後、本サービスを利用する際に入力することとします。生体認証機能(お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます。)を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。また、生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。

②ログイン ID、ログインパスワード

本サービスの利用にあたり、ログインID、ログインパスワードを本サービスの画面上で登録または変更する ことができます。

③ワンタイムパスワード

本サービスの当行所定の取引に際し入力することとします。ワンタイムパスワードは一定の時間を経過すると変化する可変的なパスワードです。ワンタイムパスワードは当行所定の方法により、利用開始・利用停止・解除手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始もしくは再開までにワンタイムパスワードの入力を必要とする取引ができなかったことに起因してお客さまに損害・不利益が生じても、当行は責任を負いません。

④電話番号認証機能

当行に届出の自宅電話番号または携帯電話番号を利用して本人確認を行い、当行所定の取引を行うことができる機能です。当行に届出の電話番号が転居前の電話番号であるなど届出電話番号から発信できない場合は、当行所定の取引を行うことができません。

(2)パスワード等の不正使用等があった場合でも、そのために生じた損害について、当行は一切責任を負いませんのでパスワード等は他人に知られないよう、お客さまの責任において厳正に管理してください。

- (3)パスワード等を失念・漏洩した場合または取引の安全性を確保するためパスワード等の変更を行いたい場合は、すみやかに当行所定の方法により届出ください。当行への届出以前に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。なお、パスワード等の照会に対しての回答はいたしません。また、当行からお客さまに対しパスワード等をお尋ねすることは一切ありません。
- (4)当行への届出のパスワード等と異なるパスワード等を一定回数連続して入力すると、本サービスの全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合には、当行所定の手続きを行ってください。

7. スマートフォン等の管理

- (1)お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
- (2)お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なWEBサイト閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。
- (3)スマートフォン等の紛失・盗難に遭った場合、もしくはスマートフォン等にウイルス感染のおそれがある場合等は、すみやかに当行所定の方法により届出ください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。当行への届出以前に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。また、停止期間中に予約指定日を迎える振込取引が未処理となることにより生じた損害についても当行は責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開する場合は、当行所定の方法により届出るものとします。

8. 取引方法

(1)依頼方法

取引を依頼するときは、スマートフォン等の操作画面の指示に従って必要な所定事項を入力のうえ送信するものとします。

(2)依頼内容の確定

当行が取引の依頼を受付けた場合、依頼内容をスマートフォン等の画面に表示しますので、その内容が正しい場合には、お客さまが「応諾」した旨を当行の指定する方法で回答してください。この回答が当行所定の確認時間内に行われ、応諾のデータを当行が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとして受付します。

(3)取引確認

本サービスで取引を行った後は、すみやかに「お取引結果」の確認を行い、最終的な取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。

(4)取引の不成立

次のいずれかに該当する場合は、依頼に基づく取引は不成立となります。これによって生じた損害については、 当行は責任を負いません。

- ①サービス利用口座が解約済のとき。
- ②振込金額、預入金額等の取引金額、振込手数料および取引に関連して必要となる手数料の合計金額(以下、「引

落金額」といいます。)が、取引口座の支払可能金額を超えるとき。ただし、当行所定の時間以降受付けた翌営業日扱いの振込取引等については、当該翌営業日に当行が取扱う時点での取引口座の支払可能金額によります。

- ③差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
- ④サービス利用口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。
- ⑤当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。

9. 取引の記録

本サービスによる依頼・取引内容はすべて記録され、当行に相当期間保存されます。なお、取引内容等について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

10 利用停止

不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、当行が求める手続きに応じていただけない場合等、当行がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでもお客さまに事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. 解約等

- (1)本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できることとします。なお、お客さまからの解約の通知は当行所定の方法によることとします。
- (2)解約の通知は DanDanBANK 取引規定の第11条により取扱います。
- (3)代表口座が解約された場合、本サービスはすべて解約されたものとみなします。またサービス利用口座が解約された場合、該当口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。
- (4)各種取引依頼後、当行で処理を完了するまでに本サービスが終了した場合には、当行はその処理をする義務を負いません。
- (5)お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、お客さまはその損害を支払うものとします。
- ①利用手数料等が未払いのとき
- ②相続の開始があったとき
- ③支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき
- ④住所変更等の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- ⑤一年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ⑥お客さまがこの規定を含め当行の取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の 事由が生じた場合

- ⑦本サービスの「代表口座」が時効援用手続きの対象となった場合
- ⑧お客さまが存在しないことが明らかになった場合またはお客さまの意思によらず契約されたことが明らかになった場合
- ⑨お客さままたは預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる 場合
- (6)お客さまに以下の各号の事由がひとつでも該当するときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
- ①お客さまが本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のAからEのいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

12. サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。この場合には、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

13. サービスの終了

当行は、本サービスの一部または全部を終了することがあります。この場合、当行は本サービスの終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。この場合、契約期間内であっても 本サービスの一部または全部が利用できなくなります。

14. サービスの利用に際してのご注意

- (1)本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります (バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も 含みます)。
- (2)お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
- (3)本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
- (4)お客さまは、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5)第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏えいする可能性があります。
- (6)当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良(以下、「バージョンアップ」といいます。)した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードをしていただいたうえで、再度利用登録を行っていただくことが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。
- (7)スマートフォン等を盗難・紛失された場合には、お客さまが加入している通信事業者(キャリア)へ連絡し 回線停止のお手続きを行ってください。

15. 免責事項等

- (1)本規定第6条による本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じた後は、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2)本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
- (3)次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ①当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合

- ②災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- ③公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等 が漏洩した場合
- ④当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

16. 本アプリの権利帰属・利用範囲等

- (1)本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
- (2)お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。
- (3)当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

17. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDan 普通預金規定、DanDan 定期預金規 定等の各規定により取扱います。 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

18. 規定の変更

- (1)本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

19. 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所 在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第2章 残高・明細照会サービス

20. サービス内容

お客さまがサービス利用口座について、当行所定の方法・ 範囲に従い各種の照会 (残高照会、入出金明細照会等) により口座情報を照会できるサービスをいいます。

第3章 定期預金取引サービス

21. サービス内容

サービス利用口座である定期預金の預入、照会、解約予約、解約を行うサービスをいいます。

第4章 振込サービス

22. サービス内容

振込依頼に基づきサービス利用口座からお客さまが指定する金額(以下、「振込金額」といいます。)を引落しのうえ、お客さまが指定する当行の本支店または他の金融機関の国内本支店の振込先口座あてに、資金移動を行うサービスをいいます。

23. サービス利用口座からの支払

- (1)内容が確定した場合、当行はサービス利用口座から振込金額および振込手数料(消費税を含む。以下同じ。)を引落しのうえ、手続きを行います。
- (2)本サービスにおいて振込受付書および振込手数料受取書の発行はしません。
- (3)入金口座なし等の事由により、「振込先口座」のある金融機関(以下、「振込先金融機関」といいます。)から振込資金が返却されたときは、当該サービス受付時のサービス利用口座に返戻します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

24. 取引日付

取引の実施日は、約1ヵ月先まで指定できます。取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合は、「翌営業日扱」とし、翌営業日に「振込先口座」あてに振込通知を発信します。なお、「翌営業日扱」となる場合は、取引の依頼の受付時にその旨お知らせします。なお、「翌営業日扱」以降のものを「予約扱」といいます。

25. 上限金額

一取引あたり、および1日あたりの振込金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく当行所定の一取引あたり、1日あたりの上限金額を変更することがあります。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

26. 訂正・組戻し・取消

- (1)本規定の第8条第2項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること(以下、「訂正」といいます。)、または依頼を取りやめること(以下、「組戻し」といいます。)はできません。ただし、予約扱での振込は、予約指定日の当行所定の時間までであれば、取消することができます。なお、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きを行ってください。この場合、振込手数料は返却しません。また、組戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。
- (2)組戻しにより振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金をサービス利用口座に返戻し

ます。

(3)本条第1項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料は返却しません。

第5章 住所・電話番号変更サービス

27. サービス内容

スマートフォン等からの依頼に基づき当行への届出住所・電話番号等の変更を行うサービスをいいます。

28. 免責事項

- (1)受付した変更は、手続き完了までに日数がかかる場合があります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)DanDanBANK 以外の当行本支店にも取引があるお客さまは、別に手続きが必要となる場合があります。

第6章 スマホATMサービス

29. サービス内容

当行が提携するセブン銀行のATM(以下、「セブン銀行ATM」といいます。)でスマホATMサービスの利用を選択し、セブン銀行ATMの画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行ATMの操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずセブン銀行ATMから本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しができるサービスです。

30. 利用条件

- (1)本アプリにてワンタイムパスワードの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。
- (2)スマホATMサービスで現金の預入れまたは払戻しができるATMは、セブン銀行ATMに限ります。

31. 現金の預入れ

セブン銀行ATMでスマホATMサービスの利用を選択し、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順に 従ってセブン銀行ATMに預入れにかかる現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行ATMで所定 の操作を行ってください。

32. 現金の払戻し

(1)セブン銀行 A T M でスマホ A T M サービスの利用を選択し、セブン銀行 A T M の画面に表示された操作手順に従って、本アプリおよびセブン銀行 A T M で所定の操作(当行へ届出の A T M 暗証番号と払戻し金額の入力を含む。)を行ってください。

- (2)セブン銀行 A T M で用意されている紙幣等が不足している場合には、スマホ A T M サービスによる現金の 払戻しを中止するか、セブン銀行 A T M の画面に表示された範囲で改めて払戻し金額をセブン銀行 A T M に入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行 A T M に入力した金額の払戻しが行われるものとします。
- (3)お申し出等により、ATM取引が制限されている場合は、スマホATMサービスによる現金の払戻しはできませんので、あらかじめ制限を解除してから 前記(1)の操作をしてください。
- (4)セブン銀行 A T M での 1 回あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 回あたりの払戻限度額またはセブン銀行所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、セブン銀行 A T M での 1 日あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日あたりの払戻限度額のいずれか低い方の金額とします。なお、払戻し金額の単位は、セブン銀行 A T M について当行またはセブン銀行が定めた金額とします。
- (5)当行は、セブン銀行 A T M の操作の際に入力された暗証番号と、当行へ届出の A T M 暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超えた場合、スマホ A T M サービスを停止させていただきます。

33. セブン銀行ATMの利用手数料

- (1)セブン銀行 A T Mを利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、当行およびセブン銀行所 定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、セブン銀行所定の利用手数料は、次項に基づき引落 しをしたうえで当行からセブン銀行に支払います。
- (2)前記(1)の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落します。

3 4. 利用中止

スマートフォンの盗難・紛失等の理由により、 スマホ A T M サービスの利用中止を行いたい場合は、当行所 定の方法により利用停止手続きを行ってください。

35. 不正な払戻しの損害に対する補てん

- (1)スマホATMサービスを利用するスマートフォン等の盗難・紛失、またはスマホATMサービスの利用にあたり当行が確認するATM暗証番号およびパスワード等(以下、「スマホATMパスワード等」といいます。)の盗取等により、第三者の故意による預金等の不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)が行われ、以下すべてに該当する場合、お客さまは当行に対して後記(2)に定める補てん対象額の補てんの請求を申し出ることができます。
- ①スマホATMパスワード等の盗取または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- ②当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
- ③警察へ被害事実等の十分な事情説明がなされ、このことに関する当行の調査に協力していること。
- (2)前記(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しがお客さまの故意または重過失による場合でなく、かつ、

利用するスマートフォン等の安全対策やスマホATMパスワード等の管理を十分に行っている等、お客さまが無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な払戻しにかかる金額および手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。なお、お客さまが無過失と認められない場合にも、故意または重過失がない場合は一部を補てんすることがあります。

- (3)前記(1)(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、スマホ A T Mパスワード等の盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な払戻しが最初に行われた日。)から、 2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)前記(2)にかかわらず、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。
- ①お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われたこと。
- ②お客さまが被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
- ③スマホATMパスワード等の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われたこと。
- (5)当行が前記(2)に定める補てんを行う場合、不正な払戻しの支払原資となった預金(以下、「対象預金」といいます。)について、お客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、お客さまが不正な払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。
- (7)当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたスマホ A T M パスワード等により不正な払戻しを行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以上

預 780(2024.10 制)